

全 員 協 議 会

令和2年8月17日（月）

午前10時～

議場

〔出席議員〕

川神議長、佐々木副議長

三浦議員、沖田議員、西川議員、村武議員、川上議員、柳楽議員、串崎議員、
小川議員、野藤議員、上野議員、飛野議員、笹田議員、布施議員、岡本議員、
芦谷議員、永見議員、道下議員、田畑議員、西田議員、澁谷議員、西村議員、
牛尾議員

〔執行部〕

市 長、副市長、金城自治区長、旭自治区長、弥栄自治区長、三隅自治区長、
教育長、総務部長、地域政策部長、健康福祉部長、都市建設部長、
弥栄支所長、三隅支所長、教育部長

〔事務局〕

局長、次長、議事係長

議 題

1 執行部報告事項

- | | |
|---|-----------|
| (1) 浜田市における高速情報通信基盤の整備について | (地域政策部) |
| (2) 浜田応援団の組織化について | (地域政策部) |
| (3) 子育て世代包括支援センターの整備状況について | (健康福祉部) |
| (4) 浜田市ふるさと体験村施設の指定管理者選定について | (弥 栄 支 所) |
| (5) (有)ゆうひパーク三隅の解散決定に伴う浜田市三隅特産品
展示販売センターの今後の対応について | (三 隅 支 所) |
| (6) 雇用促進住宅金城団地の管理について | (都市建設部) |
| (7) 歴史文化保存展示施設専門検討委員会の設置について | (教育委員会) |
| (8) その他 | |

2 議会広報広聴委員会の取組について

3 その他

浜田市における高速情報通信基盤の整備について

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「新しい生活様式」に向けて、テレワーク、GIGA スクール構想、第 5 世代移動通信システム等の次世代情報通信環境の整備が急務となっている。よって、以下の方針に基づき、高速情報通信基盤の整備を行う。

2 方針

- (1) 「新しい生活様式」の実現のために、特に「教育」「防災」「仕事」の分野での活用に向けて、高速情報通信基盤を整備する。
- (2) ケーブルテレビ回線を活用する。
- (3) 国の支援を最大限に活用する。（総事業費 33 億円うち市の実質負担 3.5 億円）
- (4) 整備については、令和 2 年度に着手し、令和 7 年度の完成を目指す。

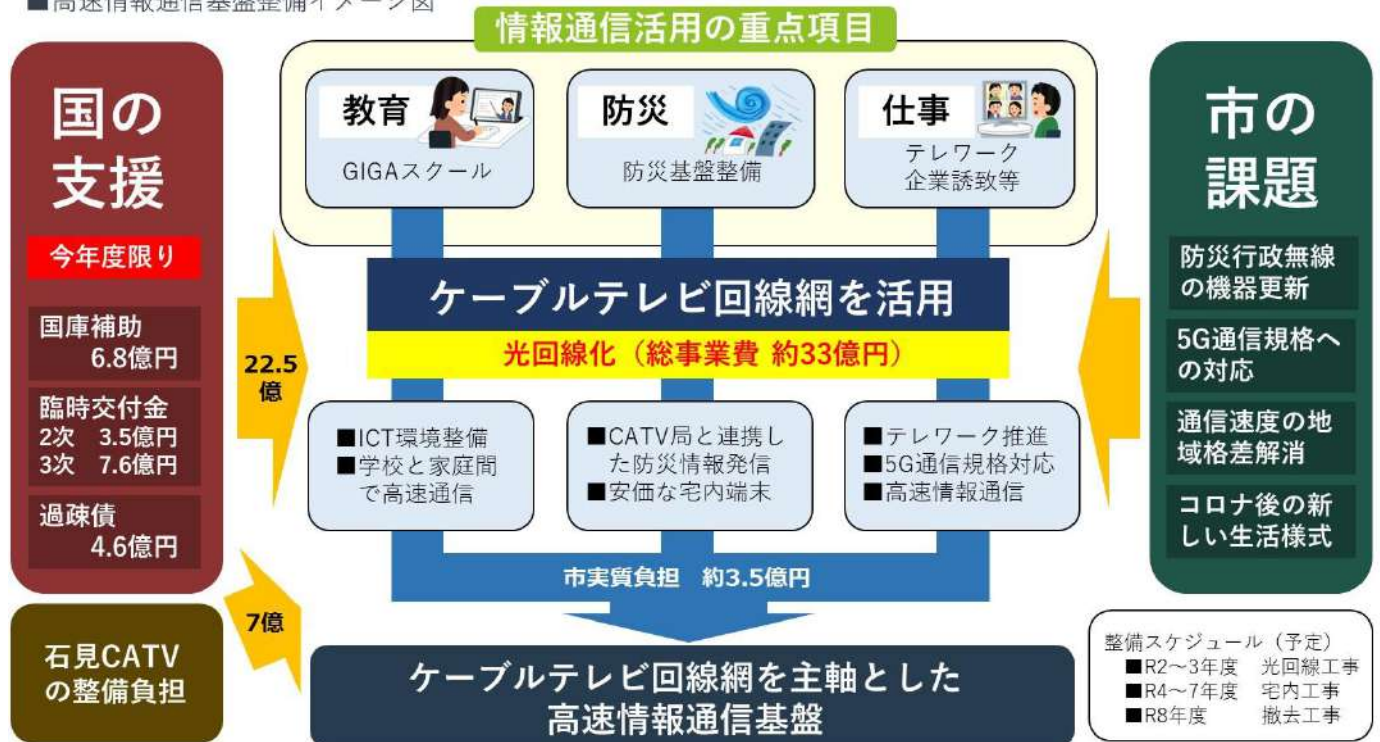
3 概要

(1) 高速情報通信基盤の整備 方針(1)

情報化社会が進む中、新型コロナウイルス感染症の影響により「新しい生活様式」によるソーシャルディスタンスを前提とした社会生活への対応が求められている。ついては、都会地の感染リスクによる地方への人の流れや、居住地に影響されない仕事の在り方等、地方における新たなニーズに対応するためにも、情報通信環境の整備は必要不可欠である。また、現行の防災行政無線の設備更新についても喫緊の課題となっていることも併せ、以下の 3 点に重点を置いた整備を行う。

- | | |
|--------|--------------------------|
| (1) 教育 | GIGA スクール構想における情報インフラの整備 |
| (2) 防災 | 防災行政無線の設備更新 |
| (3) 仕事 | テレワーク等、場所にとらわれない働き方 |

■高速情報通信基盤整備イメージ図



(2) ケーブルテレビ回線の活用 方針(2)

ア 背景

市内の中山間エリアにおいては、テレビの難視聴対策及びインターネット回線の確保を目的に、同軸ケーブルを主としたケーブルテレビ回線を敷設し、市と石見ケーブルビジョン㈱（以下「石見CATV」）で運用を行っている。

同軸ケーブル線については、今年度で国内全ての事業者が生産を終了することによる保守の困難さや、通信速度の遅さ、落雷等の災害に弱い等の問題を抱えており、以前から光回線化への改修について検討を行うものの、多額の事業費を伴うため実現には至っていなかった。

イ 活用理由

① ケーブルテレビは当地域に不可欠な情報基盤。

- ・地元ケーブルテレビは、中山間地域におけるテレビの難視聴対策やインターネット回線の利用、地域や行政の情報発信等、地域の生活や交流に欠かせないこと。

② ケーブルテレビ回線の設備更新の時期となっている。

- ・ ケーブルテレビが開設されてから約 15 年が経過しており、老朽化していることや、生産事業者の不在による同軸ケーブルの保守の困難さが懸念されることにより設備を更新する必要がある。
- ・ なお、上記理由により、他の民間通信事業者による光回線の敷設を選択することは難しいと考える。

ウ 防災行政無線の設備更新との関係

防災行政無線の設備更新については、既存のデジタル化をはじめ、機能、導入費、運用費を含めていくつかの手法を検討した。

市議会の中山間地域振興特別委員会より提言されたポケベル周波数(280MHz)デジタル防災行政無線とケーブルテレビ回線を使用した防災情報システムの2つが甲乙つけがたい結果となった。しかしながら、重複した投資を避けることを考慮し、今回の高速情報通信基盤で整備するケーブルテレビ回線を活用した一体的な防災情報伝達システムの構築を目指すこととした。

※詳細は別紙1のとおり。

(3) -1 国の支援 方針(3)

ア 支援内容

新型コロナウイルス感染症への対応を進めるため、総務省は、所管する令和2年度第二次補正予算において光回線化事業に約500億円を計上。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の措置など、今年度限りの手厚い支援が行われている。

※詳細は別紙2のとおり。

今回の補正予算をもって新規光回線整備の支援を終了する予定のため、今年度に整備を行っておかないと後年度に大きな財政負担が生じる。

イ 国補助金の申請時期

申請時期は7月～10月。申請時期が遅くなるほど補助率の調整により減額の恐れがあるため、次回期限の8月21日の申請を目指す。

(3) -2 事業費

- ア 総事業費 3,292 百万円 (税込み)
- ・浜田市整備費 2,331 百万円 (旧那賀郡エリア)
 - ・石見 CATV 整備費 961 百万円 (旧浜田市エリア)

イ 国庫補助

①高度無線環境整備推進事業 (国補助金)

- ・補助率 市 1/2、第三セクター1/3

②地方創生臨時交付金

- ・第2次 市への割当分から、整備費に充当可能。
- ・第3次 国補助金の補助裏額の8割を交付される予定。

ウ 石見 CATV 整備費について

石見 CATV の通信設備整備費の 1/3 (262 百万円) を市が支援する予定。

エ 事業費内訳

	金額	備考
■市の事業費総額	2,593 百万円	石見 CATV への支援含む
└令和2～3年度	1,789 百万円	光回線整備
└令和4～7年度	※ 653 百万円	宅内工事
└令和8年度	151 百万円	旧伝送路撤去
■石見 CATV 負担額	699 百万円	
■市実質負担額	348 百万円	国庫補助+過疎債交付税措置後

※補助等内訳

令和2～3年度 (百万円)				令和4～8年度 (百万円)		
光回線整備費 1,789				宅内工事+撤去費 804		
国補助金 681	第3次臨時交付金 755	第2次臨時交付金 164	過疎債 189	第2次臨時交付金 187	過疎債 466	一般財源 151

(4) 整備スケジュール 方針(4)

	R2.7～9	R2.10～12	R3.1～3	R3年度	R4年度～R7年度	R8年度
国補助金	公募申請8月末	交付決定				
光回線工事		業社決定	設計	光回線工事	宅内工事	撤去工事

- ・第1期工事 令和2～3年度 光回線の敷設
- ・第2期工事 令和4～7年度 宅内工事
- ・第3期工事 令和8年度 旧伝送路の撤去

防災行政無線の更新について

当市の防災行政無線のデジタル化に関して、既存設備のデジタル化をはじめ、その機能、導入費用、運用費用も含めていくつかの整備手法を検討した。

その中で、代表的な2系統の大まかな比較については機能について大きな差異はなかった。なお、高速情報通信基盤をケーブルテレビ回線で整備する場合、他の手法での防災情報整備は投資が重複する。

1 機能比較

項目		ケーブルテレビ回線網 (有線)	スマートフォン用 アプリ利用 (無線 携帯電話網)	ポケベル周波数 デジタル同報無線 (無線 280MHz)
端末写真				
緊急防災情報		○	○	○
災害時信頼性		○	○	○
機能	行政情報	○	○	○
	持ち運び	×	○	○
	ラジオ機能	○	×	○
	データ放送視聴	×	○	×
メリット		・市内全域で利用可能 ・ケーブルテレビ局との連携による情報発信	・スマートフォンから無料で利用可能 ・ケーブルテレビのデータ放送が視聴可能 ・双方向通信が可能	・設置工事が無い ・無線による災害の耐性 ・持ち運び可能
デメリット		・利用料金の支払い (新規ケーブルテレビ視聴加入者のみ) ・持ち運び困難	・スマートフォン専用	・1社独占事業による保守対応等への懸念 ・山間地域は電波不感地域が出る懸念 ・送信局の設置が必要

2 費用比較

項目	ケーブルテレビ回線	スマホ用アプリ	ポケベル周波数帯
導入費用（行政） ※	一部既存施設のため、費用軽減が可能 (約 824 百万円)	防災用アプリの開発費用 (約 30 百万円)	機材新調のため高額 (約 962 百万円)
個人負担（加入時）	新規加入のみ負担金	無料	新規加入のみ負担金
個人負担（使用料）	無料（防災端末使用料） ケーブルテレビ視聴の場合のみ回線使用料	無料	無料

※導入費用は、戸別受信機を市内の半分程度(約 15,900 台)配備する費用を含みます。

また、戸別受信機以外の複数手段による情報取得の観点から、双方向通信が可能なこの回線と同一規格によるスマートフォンアプリも併用して整備を進める

高度無線環境整備推進事業

1. 背景

- 新型コロナウイルス感染症への対応を進めるため、「新たな日常」に必要な情報通信基盤の整備が急務となっている。
- 子供たち1人1人に個別最適化され、創造性を育める教育ICT環境を実現することを目指したGIGAスクール構想を進めるためには、学校教育や在宅学習のための情報通信基盤整備を加速することが必要。

2. 概要

- 地方公共団体や電気通信事業者等による、5G等の高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバの整備を支援。
- **本予算により、令和3年度末までに市町村が希望する全地域で整備を進め、新規の光ファイバ整備は支援を終える予定。**
- 総務省「ICTインフラ地域展開マスタープラン」(令和元年6月)で設定した光ファイバ整備の目標(令和5年度末までに未整備世帯数を18万世帯に減らす)を、2年前倒して、令和3年度末までに達成させる。

ア 事業主体: 直接補助事業者: 自治体、第3セクター、一般社団法人等
間接補助事業者: 民間事業者

【令和2年度第二次補正予算: 501.6億円】

イ 対象地域: 下記①～③のいずれかに該当する地域

- ①条件不利地域(過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯)、
②財政力指数0.8以下の自治体、③人口密度500人/km²以下の町字

ウ 補助対象: 伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む。)等

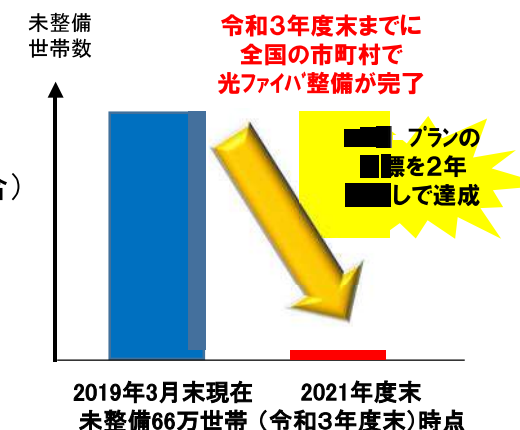
エ 負担割合: (自治体が整備を行う場合)

【離島】	
国 2/3	自治体 1/3
【離島以外】	
国(※) 1/2	自治体(※) 1/2

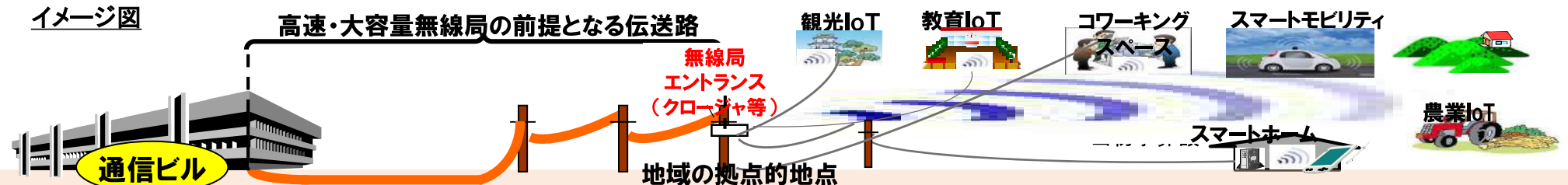
(※) 財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3

(第3セクター・民間事業者が整備を行う場合)

【離島】	
国 1/2	3セク・民間 1/2
【離島以外】	
国 1/3	3セク・民間 2/3



イメージ図



浜田応援団の組織化について

1 目的

浜田市外に住んでいながら浜田に想いを寄せ、「てご（お手伝い）」をしたいという気持ちを持っている方を対象に浜田応援団を組織化します。（8月21日募集開始予定）

組織後、浜田応援団員と課題を持ちながらもがんばっている地域住民や地元企業とマッチングを図り、課題解決に繋げていきます。

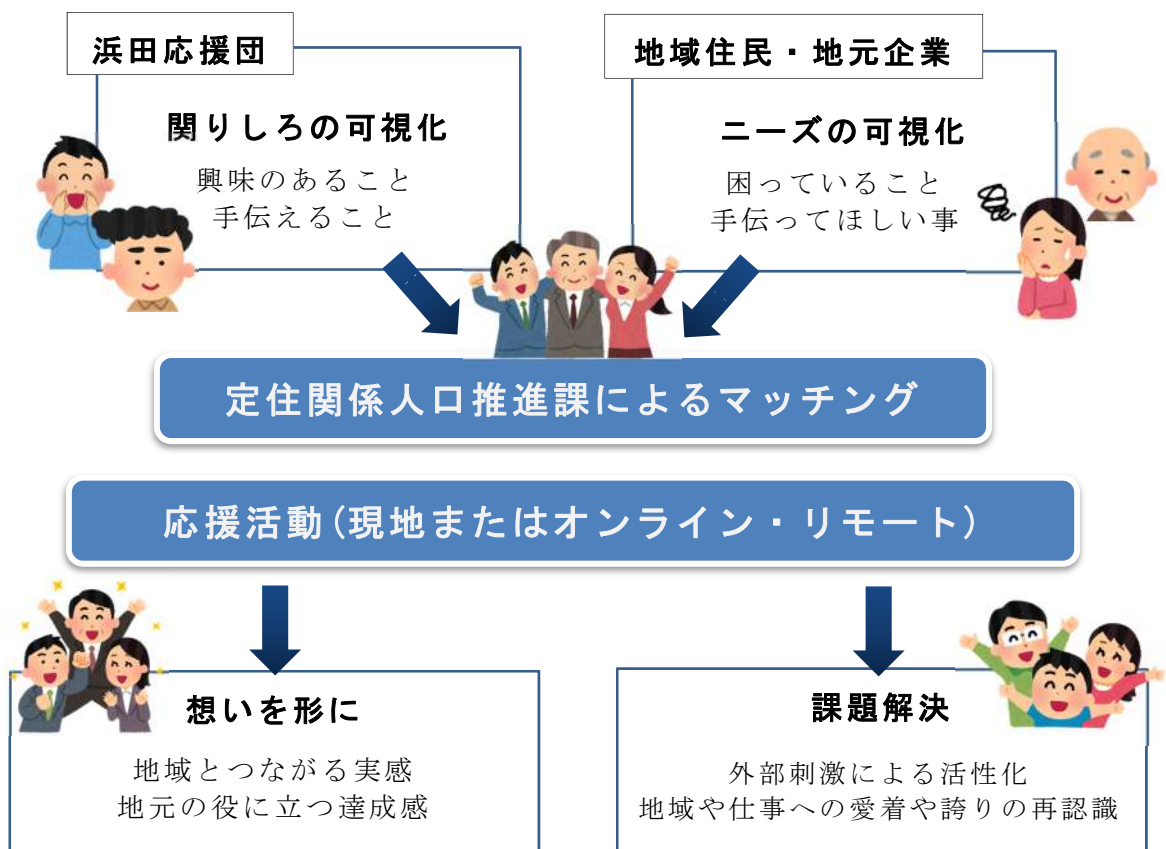
2 応援団員の条件について

- ・ 浜田市外に在住の方
- ・ 浜田に愛着を持っている方
- ・ 応援活動を実施いただける方

3 募集及び登録方法

- ・ 市人会、遣島使、ふるさと納税者、ふるさとメール会員及び浜っ子LINEクラブ会員等に情報提供し、ネット上の申込フォームから登録する。

4 浜田応援団イメージ



浜田を応援しませんか？

あなたの力で地域を元気に！

地元を応援したい！ふるさとの役に立ちたい！
私たちはそんな想いを持っている人を探しています。

浜田に住んでいるわけじゃないけれど
自分の知識、スキル、経験を活かして
夢や使命を持ってがんばっている地域の人たちに「てごをする。」
そんな“人とのつながり”って素敵だと思いませんか？

皆さんの応援のチカラを信じています。
ふるさとへの想いを形にしましょう！



応援団長 梨田昌孝
(浜田市出身・プロ野球解説者)

元気の浜田を目指して精進しております。
皆様の登録をお待ちしています！



浜田市長 久保田章市

浜田応援団

- ・浜田を応援していただける方を、応援団員として市が登録する制度です。
《要件》
 - 浜田市外に住んでいる方
 - 浜田に愛着を持っている方
 - 浜田への応援活動を実施していただける方

応援活動

- ・浜田でがんばっている人や企業の困りごとに対して、ご自身の知識やスキル、経験を活かし、課題解決に向けて「てご（石見地方の方言で手伝うこと）」をしていただきます。
 - スキルで協力 ⇒ (例) HP作成、SNS広報、商品開発、販路紹介 など
 - マンパワー提供 ⇒ (例) 都市圏での販促イベント、地域活動のお手伝い など

特典内容

- ・次の特典を用意し、応援団員の活動をサポートします。
 - 登録者には名刺を無料交付します（100枚）
 - 応援団員同士の交流の場を提供します
 - 萩・石見空港を利用し応援活動へ参加された場合、運賃助成が受けられます（往復6,000円）

浜田応援団に
登録する



私たちが応援団員と地域の人をつなぎます！

事務局：浜田市定住関係人口推進課
(0855)25-9511 teiju@city.hamada.lg.jp



子育て世代包括支援センターの整備状況について

既存の浜田市子育て支援センターは、昭和 40 年 3 月に建設された松原幼稚園を改修して開設していますが、老朽化が激しく、その整備が急務となっています。このため、平成 29 年度から浜田市子育て支援センター建設検討委員会等において議論を進め、浜田市野原町に「浜田市子育て世代包括支援センター」の整備を行うこととなりました。

この施設の実施設計にあたっては、基本設計後の状況の変化により、基本設計策定時の意見を踏まえながら一部見直しを行う必要があるため、当時の状況を把握している必要があること等の理由から、株式会社ジャクエツ（旧社名 株式会社ジャクエツ環境事業）と随意契約しました。

【基本構想策定に伴う業者選定】

浜田市子育て支援センター建設検討委員会が出た意見等を元に、施設機能・規模等の検討を行う際に助言等を行っていただくため、公募型プロポーザルにより業者選定を実施

参加業者 株式会社ジャクエツ環境事業、市外業者 1 社 計 2 社
履行期間 平成 29 年 9 月 27 日から平成 30 年 7 月 31 日まで

【随意契約理由】

- 1 株式会社ジャクエツは、浜田市子育て世代包括支援センター基本構想の策定に関わっており、浜田市子育て支援センター建設検討委員会にも出席しているため、そこで出された意見等を熟知している。このため、この意見等を実施設計に反映させるうえで、効率的な作業が可能である。
- 2 基本設計終了後、整備する子育て世代包括支援センター内に設置を想定していた病後児保育について、現在の利用状況を踏まえ、病児保育と一体的に整備することが必須であり、また、できるだけ早期に実施する必要があると判断し、当該センターとは切り離して検討することとしたこと等のため、基本設計の内容の再調整が必要となった。株式会社ジャクエツは、基本構想策定時に収集した資料を一式所有しており、基本構想の再調整が容易である。

以上により、競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び浜田市契約規則第 23 条第 1 項第 1 号の規定による随意契約とした。

【裏面へ】

【子育て世代包括支援センター整備に係るこれまでの経過】

平成 29 年 1 月 26 日	福祉環境調査会で移転新築を報告
平成 29 年 3 月 8 日	福祉環境委員会で検討経過を報告
平成 29 年 8 月 9 日	福祉環境調査会で検討状況を報告
平成 29 年 9 月 11 日	基本構想策定に係る公募型プロポーザルのプレゼンテーション実施
平成 29 年 9 月 27 日	株式会社ジャクエツ環境事業と基本構想策定に係る契約締結
平成 29 年 11 月 16 日	第 1 回 子育て支援センター建設検討委員会
平成 29 年 12 月 12 日	福祉環境委員会で検討状況を報告
平成 29 年 12 月 21 日	第 2 回 子育て支援センター建設検討委員会
平成 30 年 1 月 29 日	市議会議員との意見交換会
平成 30 年 2 月 2 日	第 3 回 子育て支援センター建設検討委員会
平成 30 年 3 月 26 日	第 4 回 子育て支援センター建設検討委員会
平成 30 年 5 月 17 日	第 5 回 子育て支援センター建設検討委員会
平成 30 年 5 月 25 日	福祉環境調査会で基本構想（案）を報告
平成 30 年 6 月 22 日	第 6 回 子育て支援センター建設検討委員会
平成 30 年 7 月 18 日	第 7 回 子育て支援センター建設検討委員会
平成 30 年 8 月 7 日	福祉環境調査会で子育て支援センター建設検討委員会作成の基本構想を報告
平成 30 年 12 月 12 日	福祉環境委員会で進捗状況を報告
平成 31 年 3 月 1 日	福祉環境委員会で建設地の検討状況を報告
平成 31 年 3 月 18 日	第 1 回 浜田市子ども・子育て支援専門部会
令和元年 6 月 7 日	第 2 回 浜田市子ども・子育て支援専門部会
令和元年 8 月 2 日	全員協議会でこれまでの検討状況、今後の整備スケジュール等について報告
令和元年 9 月 11 日	福祉環境委員会で建設地の決定を報告
令和元年 11 月 15 日	福祉環境委員会で基本構想（案）のパブリックコメントの実施を報告
令和元年 12 月 2 日～ 令和 2 年 1 月 10 日	基本構想（案）のパブリックコメントを実施
令和 2 年 1 月 30 日	福祉環境委員会で基本構想の報告
令和 2 年 5 月 27 日	株式会社ジャクエツと実施設計に係る契約締結

【今後のスケジュール（予定）】

令和 2 年度 実施設計

令和 3 年度 建築工事

令和 4 年 4 月 開所

浜田市ふるさと体験村施設の指定管理者選定について（報告）

浜田市ふるさと体験村施設の指定管理者について、令和 2 年 7 月 16 日に開催された浜田市指定管理者選定委員会の答申を踏まえ、提案内容等を総合的に勘案し、下記のとおり決定しましたので報告します。

記

1 指定管理者の公募の条件等

- (1) 指定管理期間 : 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで（3 年間）
- (2) 指定管理料 : 3 か年上限額＝28,407,000 円（消費税等 10%含む）
- (3) 公募期間 : 令和 2 年 4 月 10 日から令和 2 年 6 月 15 日まで

2 浜田市指定管理者選定委員会

- (1) 審査会開催日 : 令和 2 年 7 月 16 日
- (2) 応募者 : 2 者（株式会社コムサ、一般社団法人奥島根弥栄）
- (3) 審査結果 : 第 1 位（519/900→57.7/100 点）
第 2 位（464/900→51.6/100 点）

3 市の選定結果

- (1) 2 者ともに選外とする。
- (2) 上記の理由 : 選定の基準点(60/100)を上回る者が無かったことを踏まえ、提案内容や経営状況等を総合的に勘案し、いずれも選定すべきでないと判断したため。
※「令和 2 年 3 月 浜田市指定管理者制度運用ガイドライン」

4 今後の対応方針

- (1) 再公募の実施 : 令和 4 年 4 月からの指定管理による運営開始を目指す。
- (2) 再公募する理由 : 今回の公募において、新型コロナウイルス感染症の影響により現地見学を断念する業者もあったことから、再公募により、新たな応募の可能性も期待できるため。

(有)ゆうひパーク三隅の解散決定に伴う
浜田市三隅特産品展示販売センターの今後の対応について（報告）

「浜田市三隅特産品展示販売センター」の指定管理者である第三セクター「(有)ゆうひパーク三隅」は、令和元年度決算において債務超過と言う厳しい状況となったことを踏まえ、取締役会を経て、令和 2 年 8 月 6 日開催の臨時株主総会で解散を決議されました。

つきましては、法人並びに指定管理施設の今後の対応を下記のとおり報告します。

記

1 第三セクター「(有)ゆうひパーク三隅」について

- (1) 令和 2 年 7 月 28 日 定期株主総会（決算報告）
- (2) 令和 2 年 7 月 29 日 臨時取締役会（解散方針の決議）
- (3) 令和 2 年 8 月 6 日 臨時株主総会（解散の議決 ※詳細は次のとおり）
 - ① 令和 2 年 12 月 31 日 指定管理施設の営業を休止、施設を一部閉
ア 継続する業務：情報発信、休憩、観光案内等（道の駅機能に係る部分）
イ 休止する業務：特産品販売、レストラン
ウ 現在の指定期間：平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
 - ② 令和 3 年 3 月 31 日 指定管理者の指定取消
 - ③ 令和 3 年 3 月 31 日 解散

2 指定管理施設「浜田市三隅特産品展示販売センター」について

- (1) 令和 3 年 3 月 31 日まで、(有)ゆうひパーク三隅による指定管理を継続
- (2) 令和 3 年 4 月 1 日以降の指定管理者は、公募により決定
 - ① 令和 2 年 9 月 市議会（債務負担行為の補正予算を上程・議決）
 - ② 令和 2 年 10～11 月 指定管理者の公募（特産品販売と観光案内等情報発信を前提に、集客対策の自由提案を求める予定）
 - ③ 令和 2 年 12 月 指定管理者選定委員会審査
 - ④ 令和 3 年 3 月 市議会（指定議決）
 - ⑤ 令和 3 年 4 月 1 日 管理運営開始（※詳細は提案内容による）

3 その他

市は、令和元年度決算において債務超過となったことを受け、「第三セクター等に関する指針」に基づき、「第三セクター等経営健全化方針」を策定します。

○有限会社ゆうひパーク三隅の経営状況について(報告)
 (第27期 令和元年6月1日～令和2年5月31日)

1. 施設の概要

- ・名称 浜田市三隅特産品展示販売センター
- ・指定管理者 有限会社 ゆうひパーク三隅(浜田市三隅町折居220番地1)
- ・資本金 6,000千円(内浜田市出資金3,400千円 出資比率56.67%)
- ・指定管理料 年額 7,640千円(税込)
- ・指定期間 H29.4.1～R4.3.31までの5カ年間

2. 利用者の概況

(単位:人)

	H27(23期)	H28(24期)	H29(25期)	H30(26期)	R1(27期)
販売所	32,614	28,266	23,321	24,563	22,756
自販機	62,955	50,427	34,360	37,190	31,823
レストラン	31,399	30,489	27,900	27,940	24,380
合 計	126,968	109,182	85,581	89,693	78,959
対前年度比	101.9%	86.0%	78.4%	104.8%	88.0%

3. 決算の概況【税抜き】

(単位:円)

項 目	平成27年度 (H27.6.1～H28.5.31)	平成28年度 (H28.6.1～H29.5.31)	平成29年度 (H29.6.1～H30.5.31)	平成30年度 (H30.6.1～R1.5.31)	令和元年度 (R1.6.1～R2.5.31)	対前年度比
総 売 上	74,760,364	68,873,541	62,433,570	64,954,513	61,608,115	94.8%
内 訳	販売所	32,951,846	29,094,405	24,598,219	25,785,758	97.1%
	自販機	7,468,605	5,987,322	4,102,796	3,873,672	86.8%
	レストラン	29,834,357	29,286,258	26,724,222	26,912,065	92.7%
	施設管理収入	4,505,556	4,505,556	7,008,333	7,008,333	
売上原価	40,607,494	37,439,647	32,113,864	34,551,434	33,621,963	97.3%
売上総利益	34,152,870	31,433,894	30,319,706	30,403,079	27,986,152	92.1%
販売費及び一般管理費	33,068,240	34,019,782	33,198,235	33,914,688	32,893,364	97.0%
営業利益(損失)	1,084,630	▲ 2,585,888	▲ 2,878,529	▲ 3,511,609	▲ 4,907,212	
営業外収益	1,090,294	1,224,122	1,582,116	2,064,394	2,077,935	
営業外費用	0	0	0	0	▲ 869	
経常利益(損失)	2,174,924	▲ 1,361,766	▲ 1,296,413	▲ 1,447,215	▲ 2,830,146	
住民税等	81,508	81,224	81,202	81,139	81,137	
当期純利益(損失)	2,093,416	▲ 1,442,990	▲ 1,377,615	▲ 1,528,354	▲ 2,911,283	
特別利益(損失等補助金)	1,970,907	284,851	—	—	—	
特別利益(前期損益修正益)	—	—	—	—	1,168,056	
特別損失(固定資産圧縮損)	554,999	—	—	—	—	
特別損失(固定資産除却損)	—	—	—	62,858	1	
補助金等充当後の当期純利益(損失)	3,509,324	▲ 1,158,139	—	▲ 1,591,212	▲ 1,743,228	
純資産	前期末残高	619,167	4,128,491	2,970,352	1,592,737	1,525
	当期純利益(損失)	3,509,324	▲ 1,158,139	▲ 1,377,615	▲ 1,591,212	▲ 1,743,228
	当期末残高	4,128,491	2,970,352	1,592,737	1,525	▲ 1,741,703 債務超過
1株当たり純資産額	34,404.09	24,752.93	13,272.81	12.71	▲ 14,514.19	120株
1株当たり当期純利益(損失)	29,244.37	▲ 9,651.16	▲ 11,480.13	▲ 13,260.10	▲ 14,526.90	(50,000円/株)

(概 要)

(有)ゆうひパーク三隅は、平成28年から続く赤字決算の回復に向け、昨年9月から毎月、石央商工会や三隅支所産業建設課と集客対策や固定経費の縮減、レストランの新メニューの検討などの協議を行い、それに基づく取り組みを進めてまいりました。

その結果、売上については、ほぼ計画どおり達成できると思われましたが、新型コロナウイルス感染症による、営業自粛や時間短縮営業での入込客や売上減少により、今年度の利用者数は、前年度との比較で10,734人減(12.0%減)の78,959人、全体の売上高は前年度との比較で3,346,398円減(5.2%減)の61,608,115円と前年度を下回る結果となりました。

この結果、令和元年度の決算において債務超過の状態になったことから、令和元年9月に策定された「第三セクター等に関する指針」に基づき、「第三セクター等経営健全化方針」を法人の合意と協力を得て、今年度中に策定します。

雇用促進住宅金城団地の管理について

1 経緯及び概要

令和 2 年 4 月 7 日、指定管理者を通して株式会社ライフトラストから「中国電力三隅火力発電所 2 号機建設に従事する作業員の宿舎として雇用促進住宅を借りたい。」との要望がありました。

中国電力三隅火力発電所 2 号機建設は、市としても重要な事業であり、事業に従事する作業員宿舎確保のため、指定管理者に対し入居を了承、指定管理者の入居許可を受け、令和 2 年 6 月 8 日から入居されました。

入居にあたっては、[※]誓約書を徴取し、違反があった場合には直ちに退去することを確認の上、26 戸の貸付けを行いました。

令和 2 年 7 月 24 日、金城団地敷地内で発生した傷害事件で、加害者及び被害者が「同居」していたことが報道され、事実確認を行ったところ、加害者及び被害者双方とも、株式会社ライフトラストに貸し付けていた部屋に入居していたことが判明し、令和 2 年 7 月 29 日及び 30 日に現地確認を行ったところ、貸し付けていた 26 戸のうち、複数の部屋で「無断同居」している事実を確認しました。

※ 【誓約書徴取理由】

- ・ 平成 30 年当時、雇用促進住宅国府団地入居中に、「騒音・ごみのポイ捨て」の苦情が寄せられたことから今回徴取した。

【誓約書の内容】

- 1 賃借する部屋は従業員単身又は世帯用の生活拠点として使用し、ルームシェアのような使い方はしないこと。
- 2 集合住宅であることを自覚し、特に以下のような行為を厳に慎み、苦情が出ないようにすること。
 - (1) 他入居者住戸に聞こえるような騒音を出すこと。
 - (2) 共有部分（階段、駐車場等）へのごみのポイ捨て。

【次ページへ】

2 今後の対応

(1) 株式会社ライフトラストに対して

- ① 指定管理者から、浜田市雇用促進住宅条例第 29 条に基づく「明渡し請求」を行う。
- ② 退去修繕については、他の退去修繕同様、株式会社ライフトラストが行う。

(2) 指定管理者（浜田土建）に対して

- ・ 「無断同居」の調査・報告についても指定管理者の業務であり、浜田市雇用促進住宅の管理運営に関する協定第 21 条第 1 項の規定により業務の改善勧告を行う。

(3) 入居者の移転先確保について

- ・ 入居者の移転先については、株式会社ライフトラスト及び入居者本人が確保される予定である。

歴史文化保存展示施設専門検討委員会の設置について

1 設置の目的

歴史文化の保存と継承、ふるさと郷育、市民や観光客の交流の拠点となる「歴史文化保存展示施設」の整備に係る基本計画の策定に関し、展示、活用、運営などについて専門家の意見を聴くため、専門検討委員会を設置しました。

専門検討委員会の中に、展示部会、教育普及部会を設置しています。

2 委員

部会	氏名	団体等
展示	岩町 功	石見郷土研究懇話会 会長
	川原 和人	島根県埋蔵文化財調査センター 前所長
	小松原 豊	浜田郷土資料館 館長
	隅田 正三	浜田市文化財審議会 委員長
	田中 啓信	浜田市資料館運営協議会 会長
	仲野 義文	石見銀山資料館 館長
教育普及	杉浦 幸子	武蔵野美術大学 教授
	寺尾 堂	世界こども美術館創作活動館 館長
	長畑 実	日本ミュージアム・マネジメント学会 理事
	中山 三善	スヌーピーミュージアム 館長
	濱崎 政寿	浜田市小学校長会 会長
	樋野 淳巳	浜田市教育研究会社会科部会 部長

3 スケジュール

(1) 第 1 回 検討委員会

日時：8 月 3 日（月）午後 1 時 30 分～3 時

場所：浜田市世界こども美術館創作活動館 3 階 多目的ホール

※ Web 会議使用

(2) 今後の予定

令和 3 年 9 月まで月 1 回程度、全体会・部会を開催予定

第 1 回 歴史文化保存展示施設専門検討委員会

日時：令和 2 年 8 月 3 日（月）

午後 1 時 30 分～3 時

場所：浜田市世界こども美術館

3 階 多目的ホール

1 市長あいさつ

2 委嘱状交付

3 歴史文化保存展示施設専門検討委員会設置要綱について

資料 1

4 会長・副会長・部会長・副部会長の選出について

- ・委員会 会長（ ） 副会長（ ）
- ・展示部会 部会長（ ） 副部会長（ ）
- ・活用部会 部会長（ ） 副部会長（ ）

5 浜田市の「歴史文化保存展示施設」の整備方針について

資料 2

説明：浜田市長 久保田章市

6 今後の予定について

資料 3

7 意見交換

8 その他

(1) 第 2 回 専門検討委員会の開催

令和 2 年 月 日（ ） 午後 時 分～ 時(予定)

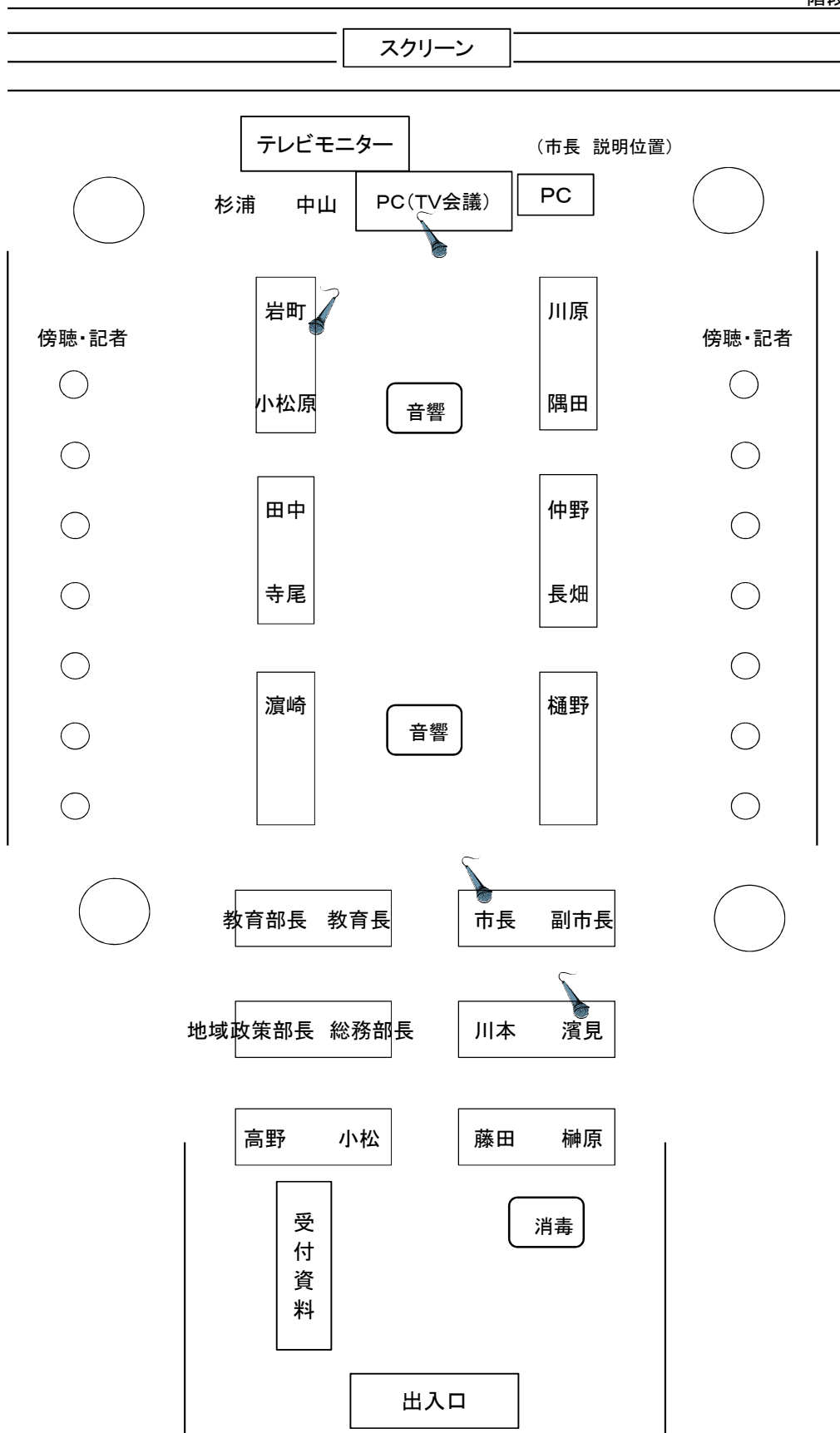
(2) 委員謝金等の支払い及び振込先口座の確認

歴史文化保存展示施設専門検討委員会レイアウト

令和2年8月3日(月)
午後1時30分～午後3時
世界こども美術館3階 多目的ホール

※ 敬称略

階段



歴史文化保存展示施設専門検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 歴史文化保存展示施設（以下「施設」という。）の整備に関し、展示、活用（教育普及）、運営等について専門家の意見を聴き、基本計画を策定するため、歴史文化保存展示施設専門検討委員会（以下「専門検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 専門検討委員会の所掌事務は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 施設の整備に関すること。
- (2) 施設の展示方法に関すること。
- (3) 施設の活用（教育普及）方法に関すること。
- (4) 施設の運営に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(構成等)

第3条 専門検討委員会は、15人以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1) 識見者
- (2) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、施設整備に係る基本計画の策定に要する間とする。

(会長及び副会長)

第5条 専門検討委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門検討委員会の会議は、市長が招集し、会長がその議長となる。

2 専門検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を専門検討委員会の会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償費及び実費弁償)

第7条 委員が専門検討委員会の会議に出席した場合は、当該委員に対し報

償費及び実費弁償を支給する。この場合において、報償費及びその支給方法にあっては浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 20 年浜田市条例第 37 号）別表この表に掲げる者を除く専門委員又は附属機関の委員の欄並びに第 3 条及び第 4 条第 1 項の規定、実費弁償にあっては同条例第 5 条の規定の例による。

（庶務）

第 8 条 専門検討委員会の庶務は、教育部 文化振興課において処理する。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、専門検討委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 7 日から施行する。

歴史文化保存展示施設専門検討委員会部会設置要綱

（設置）

第1条 歴史文化保存展示施設専門検討委員会設置要綱第9条の規定により、歴史文化保存展示施設専門検討委員会（以下「専門検討委員会」という。）に、次に掲げる部会を置く。

（1） 展示部会

（2） 活用部会

（所掌事務）

第2条 部会は、別表に掲げる事項について資料収集、調査及び検討等を行う。

（構成等）

第3条 部会は、専門検討委員会の委員をもって構成する。

（部会長及び副部会長）

第4条 部会に部会長及び副部会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、専門検討委員会の求めに応じて、検討過程を報告するものとする。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会の会議は、部会委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 部会長は、必要があると認めるときは、部会委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（報償費及び実費弁償）

第7条 部会の委員が部会の会議に出席した場合は、当該委員に対し報償費及び実費弁償を支給する。この場合において、報償費及びその支給方法にあつては浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田市条例第37号）別表この表に掲げる者を除く専門委員又は附属機関の委員の欄並びに第3条及び第4条第1項の規定、実費弁償にあつては同条例第5条の規定の例による。

（庶務）

第8条 部会の庶務は、教育部 文化振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月7日から施行する。
- 2 この要綱による最初の部会は、第5条第1項の規定にかかわらず、検討委員会会長が招集する。

別表

部会所掌事項

部 会 名	所 掌 事 項
展示部会	資料の調査、展示方法、展示企画、収蔵方法等に係る事項
活用部会	学校教育との連携、生涯学習との連携、浜田市世界こども美術館創作活動館との連携等に係る事項

歴史文化保存展示施設専門検討委員会 委員名簿

部会	氏名	団体等
展示	岩町 功	石見郷土研究懇話会 会長
	川原 和人	島根県埋蔵文化財調査センター 前所長
	小松原 豊	浜田市浜田郷土資料館 館長
	隅田 正三	浜田市文化財審議会 委員長
	田中 啓信	浜田市資料館運営協議会 会長
	仲野 義文	石見銀山資料館 館長
活用 (教育普及)	杉浦 幸子	武蔵野美術大学 教授
	寺尾 堂	浜田市世界こども美術館創作活動館 館長
	長畑 実	日本ミュージアム・マネージメント学会 理事
	中山 三善	スヌーピーミュージアム 館長
	濱崎 政寿	浜田市小学校長会 会長
	樋野 淳巳	浜田市教育研究会社会科部会 部長

資料 2

令和2年8月3日 第1回 歴史文化保存展示施設専門検討委員会

浜田市の「歴史文化保存展示施設」 の整備方針について（令和2年2月）

浜田市長 久保田章市

1

1.これまでの経緯

- 平成 12 年（仮称）浜田総合博物館 構想
- 平成 14 年（仮称）浜田総合博物館 基本計画
- 平成 21 年 中央図書館整備との併設検討 ⇒ 見送り
- 平成 27 年 11 月～平成 29 年 3 月 浜田城周辺整備検討会
⇒ 「資料館整備を進めたい」、
「財政負担をできる限り抑制すべき」
- 平成 29 年 3 月議会 整備事業予算案を提出 ⇒ 取下げ
- 平成 31 年 4 月～令和元年 9 月（仮称）浜田歴史資料館検討会
⇒ 「整備には大半が賛同」、
「建設費、運営費はできるだけ圧縮すべき」

2

2.整備方針を検討するにあたって

- 当市には、「歴史民俗資料館」等の施設が **6 施設** がある。
- 多くは **老朽化** が進み、特に「**浜田郷土資料館**」は、
築 60 年以上経過し、老朽化が著しく、**展示スペースが狭い**。



①浜田郷土資料館



②金城民俗資料館



③金城歴史民俗資料館



④旭歴史民俗資料館



⑤弥栄郷土資料展示室



⑥三隅歴史民俗資料館

3

「歴史文化保存展示施設」と呼ぶことについて

- これまで、検討する対象施設の名称を、
「(仮称)浜田歴史資料館」と呼んできた
- しかし、当市には、
「郷土資料館」、「歴史民俗資料館」など、様々な呼び名の
類似施設が6ヶ所ある
- これら施設は、「歴史文化資料を保存・展示する施設」であり、
今後、**共通名称として、「歴史文化保存展示施設」と呼ぶ**
(なお、個々の施設名は、従来の名称のまま)

4

3.「歴史文化保存展示施設」の整備方針骨子

① 浜田郷土資料館

- 中核施設として、**建替え整備**し、「ふるさと郷育」等に活用。
- 整備費、運営費を安価にするため、「**世界こども美術館**」に**増設**。
- 整備費約**7億5千万円**は、過疎債を活用することにより、**全額を「国の補助」と「ふるさと寄附」で賄い、市の「一般財源」は、使わない。**

② 他の5施設

- 当該地域で見てもらうよう、**支所等のスペースを活用**し、**展示**。
既存資料館は、**資料保管**として利用し、調査・研究等に対応。
- なお、金城の2施設は、現行のまま活用する。

5

それぞれの施設の整備方針

施設名	延床面積	築年数	今後の方向性
① 浜田郷土資料館	480 m ²	60 年	建替え整備
② 金城民俗資料館	269 m ²	47 年	現行のまま 〔一部は岡本甚左衛門関係の資料とともに、支所の空きスペースを活用して展示〕
③ 金城歴史民俗資料館	175 m ²		
④ 旭歴史民俗資料館	388 m ²	39 年	・ 支所等の空きスペースを活用して展示 ・ 既存施設は資料保管として利用し、調査・研究等に対応
⑤ 弥栄郷土資料展示室	174 m ²	15 年	
⑥ 三隅歴史民俗資料館	406 m ²	41 年	

6

説明1 「歴史文化保存展示施設」の目的と意義

□古くからの歴史を有し、市民憲章で「文化のかおるまち」を掲げている当市にとっては、3つの役割を担う必要不可欠な施設。

□3つの役割

- ① 歴史・文化の保存・継承の拠点
- ② ふるさと郷育の拠点
- ③ 市民や観光客の交流拠点

□特に、②ふるさと郷育は、「ふるさと浜田」に誇りと愛着を持ってもらう重要な教育。

人口減少が進む当市にあって、一旦、市外に出た若者が、将来Uターンしてもらうためにも必要な施策。

7

説明2 「浜田郷土資料館」を建替え整備する理由

- ① 築60年以上が経過し、老朽化が著しい。
- ② 展示スペースが狭く、保有資料の多くが展示できていない。
 - ・保有資料 約12,000点
 - ・寄贈資料 年間100～200点
 - ・展示可能 年間約500点
(常設展示100点、企画展示400点(100点×4))



8

説明3「世界こども美術館に増設」とする理由

□3つの案を検討

- 案1（検討会A案） 御便殿（浜田城資料館）隣接地に新設
 案2（検討会B案） 中央図書館隣接地に整備
 案3（検討会C案） 世界こども美術館に増設

□次の理由で「案3」としたい

- ① 整備費、運営費が他の案と比較して最も安価
 ② 隣接地に建設予定の「子育て包括支援センター」との連携活用
 ③ 駐車場が確保でき、津波の心配がない

単位：百万円

	案1	案2	案3
整備費(※)	1,146	1,389	753
うち 建物	844	1,087	451
運営費 (追加分、年間)	54	55	11

※ 整備費のうち、展示関係は、3案とも302百万円と試算。

9

説明4「整備費」と「運営費」について

- 整備費は約7億5,000万円、
 運営費（追加分）は年間約1,100万円を見込む。

- 整備については、過疎債を活用し、
 整備費全体の約6割は「国の補助」、残り4割は「ふるさと寄附」
 を財源に充て、市の「一般財源」は、使わない。

単位：百万円

	費用	過疎債 対象費用
整備費	753	633
建物	451	451
展示	302	182
運営費 (追加分)	11	0



単位：百万円

国の補助 (交付税措置)	ふるさと 寄 附	一般財源
443	310	0
315	136	0
128	174	0
0	0	11

10

説明5 「世界こども美術館」はどうか

- 1 階海側の空き地に「歴史文化保存展示施設」を増設。
3 階多目的ホールの後ろに収蔵庫を設置。
- 世界こども美術館の機能は、「現状どおり維持」。



11

増設・改修部分の平面図



12

説明6「展示」のイメージ

歴史	民俗	偉人
 中世の土器や石器  浜田城下町絵図	 明治・大正の民具  昭和の民具	 柿本人麻呂の紹介  島村抱月の紹介

13

説明7 想定している「利用方法」(「ふるさと郷育」の場合)

学校教育	小学校	社会科	・昔の道具調べや生活の移り変わりを学習する。 ・浜田と日本の歴史を関連付けて学習する。
		理科	・大地のつくりを石見畳ヶ浦の化石から学習する。 ・日本唯一の岩石である黄長石霞石玄武岩を学習する。
		総合的な学習	・学校周辺の歴史や偉人、石見神楽等の身近な歴史文化を学習する。
	中学校	社会科	・浜田と日本の歴史を小学校より掘り下げて学習する。
		理科	・浜田地震等により災害や大地変動を学習する。
		総合的な学習	・市全体の視点から歴史や伝統文化等について、生徒が考えながら取り組む学習を行う。
	※ 小・中学校と資料館の移動はスクールバスを使用		
	高校		・文化関係の部活動に活用する。 ・授業へ資料を提供し、生徒の関心を高める。
	大学等		・ゼミやレポート作成に活用する。 ・県外出身の学生に浜田の歴史文化への関心を高める。

14

説明8 今後のスケジュール

期間	内容
令和 2～3 年度	「専門家による検討委員会」において検討
令和 4 年度	設計業務委託
令和 5～6 年度	建設工事、展示準備 等
令和 7 年度	開館

6 今後の予定について

歴史文化保存展示施設専門検討委員会は、月 1 回程度、全体会または部会を開催する予定。

【令和 2 年度】（案）

回	全体会	展示部会	活用（教育普及）部会
1	1 検討委員会設置要綱について 2 全体会及び部会の正副選出 3 歴史文化保存展示施設の整備方針について 4 今後の予定について		
2	1 浜田郷土資料館と世界こども美術館の活動や資料状況について		
3	1 歴史文化保存展示施設と世界こども美術館との在り方の整理について (1) 複合施設としての理念、目的の考え方について (2) 歴史文化と美術の機能に対する考え方について		
4		1 展示テーマ構成について	1 教育普及と学校・市民利用について
5		1 歴史文化テーマの空間構成について	1 歴史文化と美術の連携について
6		1 展示を活かす手法について	1 教育普及の効果的な手法について
7		1 展示における事業活動について	1 教育普及における事業活動について
8	1 部会検討の取りまとめと理念、目的等の再検討について		
9	1 施設及び歴史文化と美術の機能と運営について		

【令和 3 年度】（案）

回	全体会	展示部会	活用（教育普及）部会
1	1 増設建物の考え方について		
2	1 改修の考え方について		
3	1 整備経費と運営費について		
4	1 整備に向けた計画検討について		
5	1 整備に向けた計画検討について		
6	1 整備計画の提言について		

議会広報広聴委員会の取組について

標記について、今後の取組を以下のとおり報告します。

1 地域井戸端会の運営方法の見直しについて

市民から市政への意見などを聴く機会として実施している議会報告会（地域井戸端会）については、新型コロナウイルス感染症収束の兆しが見えないため、参集型ワークショップ形式での実施は避けるべきと議会広報広聴委員会で判断した。今後、コロナ禍に配慮した新しい広聴機能について、議会広報広聴委員会の中で検討していく。

2 はまだ議会だより読者アンケートの実施について

9月1日発行のVol. 58号から、最終ページに読者アンケートを設ける。

目的：市民からの意見聴取の新しいチャンネルを用意する。なお、先般のアンケート結果や地域井戸端会の中止に伴い、スピード感を持って対応することとした。

回収：分館を除く26か所の公民館へ回収箱を設置

議会広報広聴委員が回収

取扱：寄せられた意見は全議員で共有し、次号で紹介

3 はまだ議会だよりの紙面リニューアルについて

11月1日発行のVol. 59号から、紙面を大幅にリニューアルする。

【リニューアル内容】

- ・新企画「市民対談（仮）」の掲載
- ・SDGsの分野に基づいた掲載順に変更
- ・各委員会の活動報告を掲載
- ・全16ページのうち半分のページをフルカラーで掲載

4 「はまだ議会だよりmini」の発行について

年4回発行している上記議会だよりの合間に「はまだ議会だよりmini」を発行。イメージは右図のとおり。

仕 様：A4カラー、1ページ

発 信：浜田市議会HPへ掲載

発行月：10月、1月、4月、7月

内 容：委員会活動、議長の仕事、地域の様子など

